平成２５年（フ）第５６８９号
東京都小平市学園東町２丁目４―15―302
破産者　高田　幹雄
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６９０号
東京都小平市学園東町２丁目４―15―302
破産者　高田　幸子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７０７号
東京都港区麻布十番２丁目９―８―601
破産者　高山　正人
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７２８号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目14―１―805
破産者　太田　弥生
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４７号
神奈川県横浜市西区岡野２丁目１―12―406
破産者　野末　貴之
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７６６号
東京都江戸川区瑞江１丁目64―７―201
破産者　今　ゆかり
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８２０号
東京都中野区中央１丁目２―12　須田荘５
破産者　藤原　幸二
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１７号
東京都葛飾区高砂７丁目25―15―201
破産者　鈴木　翔大
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１８号
東京都中野区野方４丁目18―２―301
破産者　武藤　聡子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９３３号
千葉県柏市関場町６―72
破産者　池上　智広
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２６号
東京都豊島区池袋２丁目14番８号
破産者　イントゥ・ビー株式会社
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２７号
東京都新宿区下落合４丁目４―24―106
破産者　曽山　秀二
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６０３号
東京都杉並区堀ノ内２丁目38番11号
破産者　三葵株式会社
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２０６号
東京都練馬区三原台１丁目６―13
破産者　椎名　　誠
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７５８号
東京都渋谷区松濤２丁目11―17―102
破産者　野波眞美子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３号
埼玉県蕨市中央２丁目18―19　ライオンズマンション蕨中央第２―102
破産者　竹内　信吾
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４号
埼玉県蕨市中央２丁目18―19　ライオンズマンション蕨中央第２―102
破産者　竹内　優美（旧姓小山）
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７号
茨城県取手市白山８丁目２番12号
破産者　京葉エヌピーシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５３号
東京都港区麻布台３丁目４番11号
破産者　株式会社ファンタジスタ
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５４号
東京都世田谷区祖師谷３丁目20―１―213
破産者　後藤　恒一
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５３号
神奈川県川崎市川崎区日進町１―１―1408、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区桜本１丁目20―３―709
破産者　カンダイア・ウィジェイクマラン
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５４号
神奈川県川崎市川崎区日進町１―１―1408
破産者　浅川　美華
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部